

I 基調講演

コーポレートガバナンスとサステナビリティ情報の開示 ー財務報告の現代的意義を考えるー

小西 範 幸
青山学院大学大学院

要 旨

本講演では、現代の財務報告の特徴について、「コーポレートガバナンス」と「サステナビリティ情報の開示」を要点とすることによって明らかにしている。そのために、制度、理論および実務の側面からの考察を加えている。そして、コーポレートガバナンスとサステナビリティ情報の開示の密接な関係を検討することで、財務報告の現代的意義、ひいては国際会計研究の意義を考察している。

はじめに¹

本講演では、現代の財務報告の特徴について、「コーポレートガバナンス」と「サステナビリティ情報の開示」を要点とすることによって明らかにするために、制度、理論および実務の側面からの考察を加えてみたい。その上で、与えられたテーマである「国際会計研究の意義」を明らかにした。

コーポレートガバナンスには、企業統治を強化して、不正行為や不祥事を未然に防ぐ効果が期待されてきた。それが21世紀の企業経営を標榜しているサステナビリティ経営の浸透によって、新たな様相を呈している。そこでは、ステークホルダー・エンゲージメントが求められるようになっていて、この対話には気候関連、人的資本、生物多様性などのサステナビリティ関連財務情報が不可欠となっている。日本では、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）から2023年6月に公表された「IFRSサステナビリティ開示基準」に準拠した3つの国内基準が、2025年3月にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）から公表されている。

このようにコーポレートガバナンスとサステナビリティ情報の開示は密接な関係にあることから、本講演ではこれらの関係を紐解くことで、財務報告の現代的意義、ひいては国際会計研究の意義を考察したい。

I 財務報告の要点

ここでは、現代の財務報告の要点として、何故、コーポレートガバナンスとサステナビリテ

ィ情報^①を考えているのかを説明してみたい。

サステナビリティ経営の下で開示される企業情報が多様化してきている中で、財務諸表に加わってサステナビリティ関連財務情報の開示は日本を含めた世界各国で制度化されてきている。アカウンタビリティの視点からの考察を加えてみると、コーポレートガバナンスの意味が多面的になっていることが明らかになる。

サステナビリティ経営は、各社によってその考え方や内容は必ずしも同じではないが、それを踏まえて説明すると、ステークホルダーのために価値を創造することに結びついた経営であり、企業の経済的価値と社会的価値の双方の最大化を追求する。そのためには、サステナビリティ経営の取り組みを開示することは必然となっている。コーポレートガバナンスは、当初は「コーポレートガバナンスは企業の方向づけと統制を行うシステム（Committee of Financial Aspects of Corporate Governance [1992]）」と捉えて「企業統治」と訳されていた。それが現在では、取締役会と株主等間の良好なコミュニケーションを促進する手段としても捉える必要が加わっているため、「企業統治」と訳されることは激減している。

英国では、コーポレートガバナンス改革が1990年代から継続的に行われてきている。コーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コードでは、取締役会におけるリスクマネジメント責任の明確化および取締役会と株主間のコミュニケーションの促進が意図されている。一連の改革では、内部統制およびリスク管理の強化のあり方と企業情報の開示および保証のあり方との一体的な考察を介し

¹ 豊岡博先生の突然の訃報が届き、驚きと悲しみでいっぱいです。久しぶりにキャッシュフロー研究会を沖縄で開催しようかと話し合ったばかりの訃報でした。本学会では、編集委員会幹事をお願いして、現在では2期目の重責を担って頂いているところでした。実直なお人柄で、それが研究にも、そして学会役員の責務遂行にも現われていました。本当に本当に残念でなりません。心よりお悔やみ申し上げます。

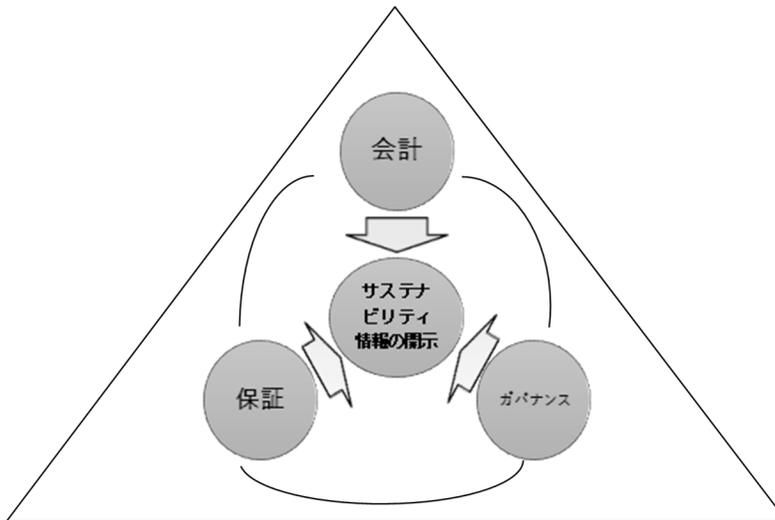
て、コーポレートガバナンスの実効性を高めることを図っている。

米国では、連邦証券法令による情報開示の改革の中で内部統制報告制度を確立してきた経緯がある。現在では、内部統制報告制度の拡充をもって環境情報の開示の制度化を図っている。従来不正防止のために導入された内部統制から、サステナビリティ情報の開示のための位置づけへと拡張していると解することが可能である。

両国を比較してみると、サステナビリティ情

報開示の制度化のアプローチは異なるが、現状での「IFRS サステナビリティ開示基準」導入の取り組みは共通している。それは、サステナビリティ情報の開示基準と保証の議論を進展させるには、内部統制およびリスク管理の強化をもってのガバナンスの拡充が有効だと考えている点である（図表1を参照）。ここに、現代の財務報告を考える上での要点が、サステナビリティ情報の開示とコーポレートガバナンスにあるということができるのである。

図表1 サステナビリティ情報の開示制度の枠組み



出所：小西範幸編著 [2024] 12 頁

II 会計・保証・ガバナンスの 一体的考察

サステナビリティ情報の開示にあたって重要な点は、開示基準等の会計の立場だけではなく外部保証や内部統制を含むものとして、広義に「開示」を捉えることにある。この点について図表2を用いて説明することにする。会計については情報利用者の視点、保証については保

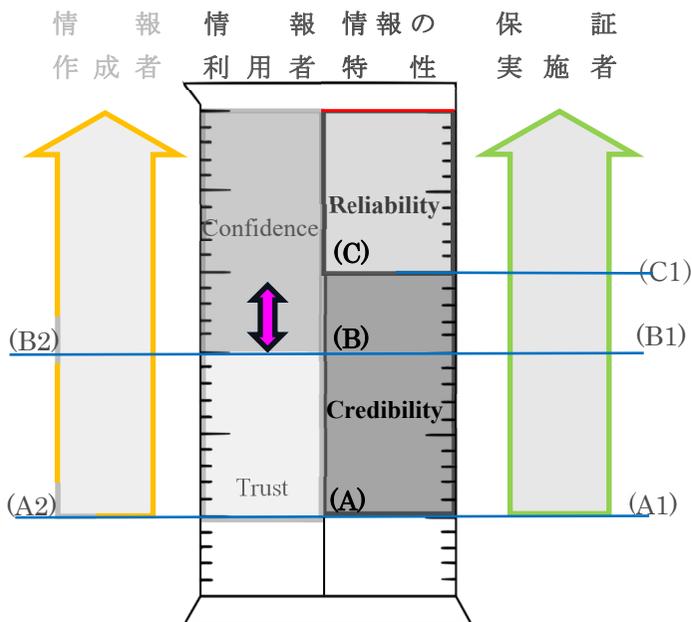
証実施者の視点、そしてガバナンスについては情報作成者の視点で説明する。

この図では、センターに利用者、右サイドに保証実施者、左サイドに情報作成者という3人のプレーヤーを配置している。それにもう1つ、情報の質的特性を利用者の右横に付けている。これは、情報の特性によって、情報に対しての利用できる度合いが決まっていくことを示すためである。

この情報の特性は、だんだんと目盛 (degree) が上がっていくということは、情報の持つ信憑性 (Credibility) が高まっていった、(C) の時

点で信憑性のある情報から信頼性 (Reliability) のある情報になる。

図表 2 サステナビリティ情報開示の考え方



出所：小西範幸編著 [2024] 22 頁

現在では、信頼性という財務情報の質的特性は国際会計基準審議会 (IASB) の「財務報告に関する概念フレームワーク」(「IASB 概念フレームワーク」) の中には示されていないが、当初のフレームワークでは信頼性の概念が示されていた。それが、公正価値測定を導入によって、信頼性から忠実な表現へと変わったわけであるが、信頼性という概念が決してなくなったわけではなく、根底にある概念という理解が一般的である。

ここでは、信憑性と信頼性の概念を用いて説明を試みる²⁾。そうすると、信憑性の下限である (A) の時点に達して、情報利用者はこの情報は信用できると判断して利用し始める。そして、信憑性の目盛がどんどん上がっていった信

頼性の目盛に達したところ、つまり (C) の時点で情報利用者は、この情報に対して確信をもつての利用になっていく。しかし、現状では (C) と (B) のギャップ情報、すなわち、情報の質的特性としては信憑性の段階だけれども、それを情報利用者が確信を持って利用する情報が存在していることになる。このギャップ情報が、例えばサステナビリティ関連財務情報であり、この利用を促進するには 2 つの対処方法が考えられる。

まずは、このギャップ情報に対して、右サイドの保証実施者、つまり公認会計士監査によって限定的保証を与えていき、利用者が確信を持って利用できるようにするという考え方である。もう 1 つの考え方は、左サイドを用いて説

明が可能である。つまり、情報作成者からの貢献をもって、サステナビリティ関連財務情報に対して利用者が確信を持って利用できるようにすることである。そのためには、内部統制および内部監査の拡充での対処が考えられる。この2つの拡充をもって、この(B)と(C)のギャップを埋めていくのである。

このように、サステナビリティ関連財務情報は信頼性のある情報ではないけれども確信を持って利用できるようにするために、右サイドの保証実施者と、左サイドの作成者からのアプローチがあるという考え方を示したものが図表2である。この考え方は、サステナビリティ情報の開示にあたって、開示基準等の会計の立場だけではなく外部保証や内部統制そして内部監査を含むものとして、広義に「開示」を捉える必要性を主張している。

Ⅲ リスク情報の統合開示

IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」では、開示の目的について、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたって有用なサステナビリティ関連のリスクおよび機会(サステナビリティリスク)に関する情報を開示することが説明されている。そして、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティリスク、すなわち、短期、中期または長期に亘って、企業のキャッシュフロー、ファイナンスへのアクセスまたは資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる全てのサステナビリティリスクを適正に表示することが求められている。以下では、サステナビリティ関連財務情報も含めた財務情報について、リスクを伴う会計事象と捉えての説明をしてみたい。

「IASB 概念フレームワーク」では、財務報告の目的は、企業への将来の正味キャッシュフローの見通しを評価するのに役立つ情報を提供することである。企業は、キャッシュフローの金額と時期を変えるために効果的な行動をとって、予想されない必要性や機会に適切できる能力、すなわち「財務弾力性(financial flexibility)」を高めようとする。つまり、企業にとっては、現金創出能力を有することが重要であって、それはリスクを伴う会計事象を通して、将来のキャッシュフローに影響を及ぼすことになる。

ある会計事象に関して、蓋然性(発生確率)とその影響(キャッシュフロー)が決定できるようになると、これらの確率分布が求められて認識が可能となる。この確率分布では、当該事象の発生の可能性の範囲にわたって、リスクが発生する見込みが決定され、不確実性が減少していく。つまり、会計事象は、リスクあるいは不確実性を伴うリスク事象であると考えることができ、蓋然性が高い将来キャッシュフローを単一の数値で示した見積キャッシュフロー、あるいは可能性のある将来キャッシュフローとその発生確率で加重平均した期待キャッシュフローでもって認識を行うことができる。

蓋然性が高い事象は、影響の程度の高低に関係なく最頻値をもって認識して財務諸表に計上する。蓋然性が低い事象であっても、期待キャッシュフロー技法などの活用によって徐々に財務諸表に計上するようになっている。それは、測定と認識が同時に行われる経済性規準が採用されるようになっているからである。つまり、ある会計事象に関する見積キャッシュフローの確率分布の期待値からの乖離が大きくて認識に伴うリスクが高い場合でも、測定値の計算の中でリスク調整を行うことで当該リスクを遁減させてから財務諸表に計上することが

可能になっている^③。測定値には、市場参加者がキャッシュフローに固有の不確実性を負担することに対して求める価格、すなわちリスク・プレミアムや貨幣の時間価値等を反映させて公正価値が忠実に表現できるようにする。

このように現代の財務報告基準では、公正価値測定における期待キャッシュフロー技法を活用して、個々の資産と負債の認識に伴うリスクを測定値で調整することによって、認識に伴うリスクが高い場合でも財務諸表への計上を可能にしている。しかし、当該リスクは、測定値の計算の中で必ずしも調整できるとは限らないので、不確実性が残るためにリスクが確定できない事象に関しては、財務諸表の注記やその他の場所で開示する。その1つがサステナビリティ関連財務情報である。

このように、リスクを伴う会計事象は、財務諸表および財務諸表外情報において開示されていても、特定の事象については、相互に関連し合うために有機的に結びつくものである。しかし、財務報告の中では分断開示されているため、財務報告の目的適合性と理解可能性を十分に高めるには至っていない。そこで、IFRS S1でも説明があるように、サステナビリティ関連財務情報の項目間とともに、サステナビリティ関連財務情報と財務諸表の間でも「つながりのある情報 (connected information)」にしなければならない。そのためには、リスク評価プロセスと報告するリスク情報を関連づけることができるリスクマネジメントの導入が不可欠である。また、これらのリスク情報をつながりのある情報にするための財務報告の1つの考え方が統合報告であり、日本では、2025年版の統合報告書を公表しているプライム上場企業は1,300社を超えている。

IV 統合報告の実務

統合報告書の公表は、日本の開示制度の大きな特徴であり、そこでは、個々の情報間の「結合性 (connectivity)」が重要視される。例えば、財務諸表とサステナビリティ関連財務情報との結合性、そして、これらの財務情報とガバナンス、経営戦略、リスク管理などとの結合性が求められる。その達成によって、「つながりのある情報」になるのである。

国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council) は、2013年に「国際統合報告フレームワーク」(「IIRC フレームワーク」)を公表して、統合思考に基づいた中長期の価値創造に至るストーリーの伝達を行うことを求めている^④。統合思考は、企業の短期、中期および長期の価値創造を包括的な観点から捉えた意思決定および行動の前提となる考え方であり、企業の長期に亘る成功を導く鍵となる。この統合思考に基づく企業内外とのコミュニケーションのプロセスが統合報告であり、そのプロセスの結果に関する成果物として統合報告書が作成されるが、必ずしも成果物が1つでなければならないわけではない。

財務報告は、会計基準等の法令遵守のために会計情報を伝達するプロセスであって、企業経営における重要事項、例えば経営戦略、ビジネスモデル、ガバナンスを伝達するプロセスという意味合いが薄かったために、新しい情報開示への要請が2008年のリーマンショックを契機に急速に高まった。この社会的なニーズに対して、環境、社会、ガバナンスを中心とする情報 (ESG 情報) が付加され、企業が開示する情報は増えて重複化あるいは複雑化していったため、目的適合性が低下していた。そこで、財務報告の目的適合性を高めていくためには、開示情報の整理と削減を目的とするだけではな

く、情報の相互関係を明らかにして新たな情報価値の創出が求められるようになっていた。統合報告は、それに応えるための財務報告の考え方の1つであり、企業価値創造の報告、コミュニケーションのための報告、経営戦略の報告などの性質をもつことになる。英国では、「戦略報告書 (Strategic Report)」と称した統合報告書の公表が義務づけられている。

TDK株式会社の2025年版の統合報告書⁶⁾の中期経営計画では、将来のキャッシュフローに影響を与える「未財務資本」を中期経営計画の中で位置づけている。例えば、技術力、人的資本、顧客基盤、組織力などに関する取組みは、将来的にはすべて財務的価値の創造につながるものと捉えて「未財務情報」として位置づけている。したがって、サステナビリティ関連財務情報は未財務情報に該当する。

その計画の特徴は、将来キャッシュフローに影響を与える「未財務資本」を管理・評価することでキャッシュフロー経営を強化して、企業価値創造の実現を可能にするストーリーに説得力を持たせていることである。つまり、キャッシュフロー経営では、財務健全性に加えて、現金創出力の源泉として位置づける「未財務情報」の評価・管理をもってサステナビリティ経営の推進を図ろうというのである。

TDK株式会社の中期経営計画の内容は、財務的価値の追求だけでなく、将来の財務的価値の源泉となる未財務の価値をも追求し、そして短中期的な業績目標達成と長期的に価値を生み出し続けるための取組みを両立することによって、持続的に企業価値の向上を図ろうというのである。この考え方の下、財務 KPI に加えて未財務 KPI を体系だって設定して、将来のキャッシュフローの創出力を示している。このように中期経営計画では、財務的価値に加えてキャッシュフローの持続性と財務健全性を示

すことに成功しているのである。

これまで多くの企業では、「非財務情報」として表現していたものを、TDK株式会社では「未財務情報」として整理することで将来キャッシュフローとの関連性を中期経営計画で明らかにしている。「未財務資本」は、未認識あるいは未測定のリスクを伴う会計事象であり、換言すれば不確実性が高くリスクを確定できていない会計事象ではあるが、将来的には財務諸表に影響を及ぼして企業価値の向上に貢献する可能性を秘めている。

V 資金主体論による理論づけ

ここでは、会計主体論の中から資金主体論を取り上げて、財務諸表とサステナビリティ関連財務情報の首尾一貫した説明を試みたい。

これまで会計理論の統合的な枠組みとして役立てられていた会計主体論は、会計の判断を、誰の立場、どのような立場から行うべきかに関係していて、所有主理論と企業主体論という代表的な会計主体論はこれまで会計基準の設定に影響を与えてきている。今日の会計基準は、基本的には所有主理論に基づいていると判断できるが、例えば連結貸借対照表で非支配株主持分を持分所有者の1つとして認めることは企業主体論と整合している。

サステナビリティ経営ではステークホルダーは企業の存続と成功に不可欠な存在であるため、企業実体そのものを人格化した立場からみることが客観性を見失うおそれがある。そこで、資金の集合体を企業とみなし、その資金の動きをもって、資金活動(すなわち、企業活動)の説明を試みている資金主体論(Vatter [1947])を取り上げてみたい。この理論では、会計が対象とする一連の企業活動を特定するための会計単位が資金であり、この資金で構成される1

つの資金の集合体を企業として捉えている。つまり、会計主体として資金を指していることから、この企業観を重視して、ここでは「資金主体論」という名称を用いる。その原著を直訳すると「資金会計 (The Fund Theory of Accounting)」である。

資金主体である企業は、種々の資源および諸関係の集合体であるため、多様なステークホルダーを結合する経営管理の執行機関と解して、単なる投資者のための利潤追求機関ではないと考える。よって資金主体論では、利益の測定は第一義的な会計の目的ではないとする。これは、まさにサステナビリティ経営に適合する資金主体を通じた企業の考え方、すなわち企業観であるということができる。

所有主理論と企業主体論では、資産、負債および持分の関係についての理論展開を行っている。所有主論では企業の純資産は所有主に帰属し、持分は所有主の純資産に等しいと仮定する。したがって、「資産－負債＝所有者持分」という会計等式が示される。これに対して、企業主体論では、負債と所有主持分を同一視しているため、資産と持分の関係は「資産＝持分」という会計等式が示される。

一方、資金主体論では、操作性 (operation) の概念を用いて会計上の定義に同質性を持たせることができる⁶⁾。つまり、資金は、資産と持分で構成される特定の目的を持った操作単位であるため、「資金 (すなわち、資産) = 資金 (すなわち、持分: 資産に対する拘束)」という会計等式が示される。ここでは、①資金は1組の会計記録を持つ活動領域として定義された関心領域であって、②資産は経済的なサービスおよびその潜在性 (用役潜在力) を示し、③持分は資金の管理者が指示する資産の利用に対する拘束あるいは保留である。そして、④費用と収益は、企業活動として操作した資金の流れ

であって、個々の取引に係わる特定の結果として必ずしも解さなくてもよい。

資金は、ある機能的な目的の達成を意図しており、その目的に向けた資源という形態をとった用役潜在力と解することができるため、その用役は、当該用途を左右する経営者の意向およびそれに関連する計画、状況、期待によって決定される。これらの用役を獲得して、保有、転換、そして引き渡すことが資金操作であるため、用役たる資源は企業 (資金) 活動によってその操作内容が明らかになるのである。

サステナビリティ関連財務情報を例にとると、IFRS S1 のコアコンテンツで示されている①ガバナンス、②経営戦略、③リスク管理、そして④指標および目標という各資金活動はリスクマネジメントの要点を示しているため、リスクマネジメントに係わらせてその操作内容を開示しているとの説明が可能となる。つまり、サステナビリティ関連財務情報の開示には、リスク評価プロセスと報告するリスク情報を関連づけることができるリスクマネジメントの導入が必然となっているのである。

ここでは、企業における重要なリスクの識別・評価および管理の重要性を認識し、内部統制システムのすべての構成要素に係わって、当該リスクに関する判断を行うことが強く意図されている。つまり、サステナビリティ関連財務情報の開示は、リスクマネジメントの導入を通じて、企業経営のサステナビリティとアカウントビリティの双方に貢献することが可能となるのである。

企業活動、すなわち資金活動は、管理目的、企業家目的および社会目的といった機能的な会計の目的によって操作単位が決定される。そのために、「IIRC フレームワーク」で示されている中長期の価値創造を目的とするのに必要な資源、すなわち財務、製造、知的、人的、自

然および社会関連に区分される6つの資源(資金)は操作単位となり得るのである。

この6つの資源は、物的財貨や財務的現象、または法律上の権利だけでなく、その用役の概念によって操作単位と範囲が画定されるので、財務諸表の範囲にとどまらず、サステナビリティ関連財務情報にまで及ぶことになる。つまり、資金主体論を用いての解釈によって、ISSBのサステナビリティ関連財務情報の開示についての取組み、および日本の上場企業の多くが公表している統合報告書での取組みが理論的に解釈できるようになる。

資金主体論は、公表されて80年近くが経ち会計基準や会計実務は大きく変化しているものの、会計の基本的概念の枠組みを説明しているため現代会計に適用することが可能である。むしろ21世紀の経済環境と経営環境に適合した会計理論であるということができ、会計理論研究の重要性を再認識することができる。

結びに代えて

この基調講演では、つまるところIASBとISSBでの財務情報の開示に関する考え方を統合するための考察を行っている。以下では、基調講演の内容を整理することで、国際会計研究の意義について私見を述べてみたい。

本講演では、「コーポレートガバナンス」と「サステナビリティ情報の開示」を要点とすることによって現代の財務報告の特徴について明らかにした。その結果、これらの関係が密接に関わって、世界各国で会計情報の開示制度の再構築が模索されていることが理解できた。

そこでは、開示基準等の会計の立場に加えて、外部保証、内部統制および内部監査を含めて、広義に「開示」を捉えての研究の必要性を説明した。そして、開示制度がどう実務に影響

しているかについて、日本では任意開示である統合報告書において財務情報とサステナビリティ関連財務情報を同等に位置づけている事例を紹介した。その上で、財務諸表とサステナビリティ関連財務情報の首尾一貫した説明をリスクの観点と資金主体論の立場から試みた。

国際会計研究では、これまで会計基準研究が中心であったので、ここで試みたコーポレートガバナンス、外部保証、内部統制、内部監査の観点を加えた開示についての包括的な検討が必要である。そして「非財務情報」と称して財務情報とは別個の開示制度として片付けていたことの再検討が、これからの中心課題となる。

注

- (1) サステナビリティ情報は、ESG情報の中で財務諸表との関連づけが可能な財務情報であり、例えばサステナビリティ関連財務情報である。
- (2) 信頼性と信憑性について、その境界線が明確にできないこともあって、財務報告の説明に、AICPA [1994]では1つの単語のようにしている。また、AAA [1973]では、監査の説明に信憑性の概念を用いて説明している。
- (3) このような方法とは別に、認識では蓋然性規準を用いずに、リスク調整は全て測定計算の中で行う方法がある(IASB [2013], EREAG [2013])。
- (4) 2021年に改訂版が公表されている(HIRC [2021])。
- (5) 2025年版の名称は、TDK United Reportに変更されている。
- (6) 資金の単位が資金操作の例として、官公庁や非営利組織の会計における会計処理が具体的に説明されている(Vatter [1947] pp.39-43)。わが国では、公益法人会計について、資金操作の単位から説明することが可能である(小西 [2018])。

参考文献

- 飯野利夫 [1997] 『資金的損益貸借対照表への軌跡』 国元書房。
泉宏之 [1990] 「バッター『資金会計論』における操作主義の検討ー資産の操作的内容を中心にして

- 一』『横浜経営研究』第XI巻第3号, 55-62頁。
- 加藤盛弘 [2006] 『負債拡大の現代会計』 森山書店。
- 市村昭三 [1979] 『資金会計の基本問題』 森山書店。
- 蟹江章編著 [2008] 『会社法におけるコーポレート・ガバナンスと監査』 日本監査研究学会リサーチ・シリーズVI, 同文館出版。
- 鎌田信夫 [2015] 「会計主体論と資金の流れ」『中部大学経営情報学部論集』 73-94頁。
- 上村達男 [2022] 『会社法改革ー公開株式会社法の構想ー』, 岩波書店。
- 小西範幸 [2004] 『キャッシュフロー会計の枠組みー包括的業績報告システムの構築ー』 岡山大学経済学研究叢書 31。
- 小西範幸編著 [2013] 『リスク情報の開示と保証のあり方ー統合報告書の公表に向けてー』 日本会計研究学会スタディ・グループ最終報告書。
- 小西範幸 [2018] 「会計主体論からの統合財務報告モデルの検討」『産業経理』 Vol.78 No.1, 42-53頁。
- 小西範幸 [2021] 「非財務情報の開示と統合報告ーステークホルダーと企業家機能の観点からー」『会計』 Vol.198 No.7, 16-30頁。
- 小西範幸 [2023] 「サステナビリティ経営に資するコーポレートガバナンス」『Corporate Governance』 Vol.12, 日本取締役協会 44-45頁。
- 小西範幸編著 [2024] 『サステナビリティ情報の会計・保証・ガバナンス』 同文館出版。
- 小西範幸 [2025] 「第7章 サステナビリティ経営に資する内部統制, 内部監査および外部保証」, 日本取締役協会編『社外取締役の教科書』 中央経済社。
- 小西範幸 [2025] 「サステナビリティ経営におけるキャッシュフロー会計の現代的意義」『会計・監査ジャーナル』 Vol.7, No.840, 104-112頁。
- サステナビリティ基準委員会『IFRS S1号の概要(全体概要, 概念的基礎)』。
- 友杉芳正, 田中弘・佐藤倫正編著 [2008] 『財務情報の信頼性ー会計と監査の挑戦ー』 税務経理協会。
- 八田進二編著 [2009] 『会計・監査・ガバナンスの基本課題』 同文館出版。
- 山崎秀彦編著 [2010] 『財務諸表外情報の開示と保証』 日本監査研究学会リサーチ・シリーズVIII, 同文館出版。
- AAA [1973] Committee on Basic Auditing Concepts A Statement of Basic Auditing Concepts. (鳥羽至英訳, 青木茂男監訳 [1982] 『アメリカ会計学会基礎的監査概念』 国元書房。)
- AICPA [1994] *Improving Business Reporting - A Customer Focus: Meeting the Information Needs of Investors and Creditors: A Comprehensive Report*, Special Committee on Financial Reporting. (八田進二・橋本尚共訳 (2002) 『アメリカ公認会計士協会・ジェンキンス報告書 事業報告革命』, 白桃書房。)
- Committee of Financial Aspects of Corporate Governance [Cadbury] [1992] *Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance*, Gee & Co. Ltd. (八田進二・橋本尚共訳 [2000] 『英国のコーポレート・ガバナンス』 白桃書房。)
- COSO [2023] *Achieving Effective Internal Control over Sustainability Reporting (ICSR)*, (日本内部監査協会訳 [2023] 「サステナビリティ報告に係る有効な内部統制 (ICSR) の実現」)
- EFRAG [2013] *Getting a Better Framework: Uncertainty, Bulletin*, EFRAG.
- FRC [2024] *The UK Corporate Governance Code*. Hicks, B and P. Hunt (ed) [1981] *The Cash Flow Basis of Accounting*, Cheb Publishing.
- IASB [2013] *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting, Discussion Paper*, IFRS Foundation.
- IASB [2018] *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IFRS Foundation.
- IIRC [2021] *International<IR>Framework*.
- ISSB [2023] *General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information, IFRS Sustainability Disclosure Standard 1*, IFRS Foundation.
- Lee, Thomas [1984] *Cash Flow Accounting*, Van Nostrand Reinhold (UK) Co.Ltd. (鎌田信夫・武田安弘・大雄合純共訳 [1989] 『現金収支会計ー売却時価会計との統合ー』 創成社)
- Porter, M. and M. Kramer [2011] *Creating Shared Value, Harvard Business Review*, Volume 89, Issue1/2, pp.62-77.
- SASB [2017] *Conceptual Framework of the Sustainability Accounting Standards Board*.
- Smith, S.Stein [2017] *Strategic Management Accounting*, Business Expert Press. (伊藤和憲・小西範幸監訳 [2018] 『戦略的管理会計と統合報告』 同文館出版。)
- Vatter, J. William [1947] *The Fund Theory of Accounting and Its Implication for Financial Reports*, University of Chicago Press.
- (付記) 本講演での内容は, 青山学院大学総合研究所「一般研究 B ユニット: コーポレート・ディスクロージャーの総合的研究 (2022年~2025年)」の研究助成を受けたものである。